

## 国際課税

### Q & A

#### ▶▶ 外国の航空会社に採用されたスチュワーデスの課税について

(税理士 小沢 進)

**Q** 私は、このたび、シンガポール航空のスチュワーデスとして採用され、日本と外国との間の航路で勤務を行っています。私の両親は日本に居住しており、私も勤務外の期間中は両親と同居しております。シンガポール航空から支給される給与はシンガポールで課税されています。この給与については、日本でも所得税及び住民税が課されると聞きましたが、そうであるとする、シンガポールと日本の双方で課税を受けることになります。このような二重課税は調整されるのでしょうか。

**A** 貴方の場合、所得税の課税に関しては、まず最初に、貴方の居住形態を確認しておく必要があります。

貴方はシンガポール航空の国際線に勤務しておりますが、休暇等に際しては、主として貴方のご両親と同居し日本で過ごしておりますので、住所すなわち生活の本拠は日本に所在するとみるのが妥当と考えます。したがって、貴方は居住者として日本で課税を受けることになります。貴方のシンガポール航空から支給される給与については、シンガポールで課税されるのですが、この課税は、日本・シンガポール租税条約第15条第3項において、「一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。」と規定されていますので、妥当な課税と思われれます。貴方は居住者ですから日本においてもシンガポール航空から支給される給与について課税を受けることになりますが、この二重課税については、日本において外国税額控除の方式により日本の所得税額から控除して調整することになります（控除しきれない場合には、住民税額から控除します）。

外国税額控除の仕組みは、課された外国の所得税額のうち次の算式で計算された額を限度と

して控除することとされています。

$$\text{日本の所得税額} \times \frac{\text{国外所得総額}}{\text{その年分の所得総額}} \\ = \text{外国税額控除限度額}$$

（住民税についても上記と同様の算式により控除限度額が算定されます。）

給与等人的役務の提供の対価については、原則としてその役務を提供した場所に所得の源泉があるものとされていますが、船舶又は航空機において行う勤務の対価はその企業の所在地に所得の源泉があることとされています（日本・シンガポール租税条約第15条第3項、所得税法施行令第285条第1項第2号）。

貴方の所得がシンガポール航空から支給される給与のみであれば、上記の外国税額控除限度額の算定に用いる算式において分母、分子はいずれも給与所得控除後の金額となり日本の所得税額及び住民税額相当額が控除限度額となります。

なお、上記算式における国外所得総額とは、所得税法第161条（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得に係る所得以外の所得のみについて所得税を課するものとした場合に課税標準となるべきその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得の金額の合計額とされています。